

# 令和3年第2回定例会

## 新十津川町議会定例会会議録

令和3年6月9日 開会

令和3年6月11日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

## 令和3年第2回新十津川町議会定例会

令和3年6月9日（水曜日）

午前10時開会

### ◎議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
  - 1) 事務報告
  - 2) 閉会中における委員会所管事務調査（審査）報告
  - 3) 例月現金出納検査結果報告
  - 4) 一部事務組合議会報告
  - 5) 議員研修報告
- 第5 行政報告
- 第6 教育行政報告
- 第7 報告第2号 令和2年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第8 報告第3号 令和2年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第9 報告第4号 株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について
- 第10 報告第5号 一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について
- 第11 議案第32号 新十津川町税条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第12 議案第33号 新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第13 議案第34号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第14 議案第35号 新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(内容説明まで)
- 第15 議案第36号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）  
(内容説明まで)
- 第16 一般質問
- 第17 議案第37号 令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
(内容説明まで)
- 第18 議案第38号 都市公園を設置すべき区域の決定について

(内容説明まで)

◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（1名）

1番 井向一徳君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
監査委員	奥芝理郎君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
住民課長	長島史和君
保健福祉課長	坂下佳則君
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	小松敬典君
建設課長	谷口秀樹君
教育委員会事務局長	鎌田章宏君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 窪田謙治君

---

### ◎開会の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さんおはようございます。

本日より、いよいよ新庁舎による新しい議場での本会議が始まります。本定例会はちょうど議員の任期の折り返し地点で前期2年8回の定例会が終わり、後期8回の1回目の定例会に当たる節目でもあります。

そんな中で、このように明るく設備の行き届いた環境の中で本会議を迎えられることは、新庁舎建設に対する町民の温かいご理解によるものと深く感謝申し上げる次第であります。

今後は、新庁舎や新議場に興味を持たれ、新たに議場に足を運んでくださる町民の方もいらっしゃると思いますが、議会としてはこれを機会に、より多くの町民の声を町政に反映し、住み良いまちづくりを町民と共に培っていきたいと考えております。

さて、今回の定例会は、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言下での実施というふうになりました。皆さまにはお知らせのとおりでございますが、マスクの着用、手指の消毒、傍聴席の入場制限、そして、議事内容の簡略化など各種の感染症対策を取り入れて運営して参りますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、今月よりクールビズ期間中に入り、その対応につきましても事前に皆さまにお知らせのとおりであります。おかげさまで庁舎も新しくなり、空調や温度管理も快適となっておりますので、以前のようにこちらからその都度指示することはありませんので、ご承知おきください。

それではここで、町長より発言を求められておりますので、発言を許します。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、本定例会の開会に当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

さて、先月5月6日、多くの皆さま方の念願でありました新庁舎が供用開始となり、笹木議長、安中副議長ご臨席のもと、新庁舎の落成式を開催させていただきました。

新庁舎の建設は、私の町長就任時からの大きな課題でございましたので、本日、この木の温もりを感じられる新しい議場において、ご挨拶させていただけることは望外の喜びであるとともに感慨もひとしおであります。

議員各位にはすでにご案内のとおり、この新庁舎は100年後の未来の町民の皆さまにも使っていただける施設でありたいとの願いを込めて、職員のみならず町民の皆さん、議員の皆さんのご意見を伺いながら検討を重ね建設を進めてきたもので、いわば、町民の皆さんと町の共同作業の結晶とも言えるものであります。

早いもので供用開始以来、はやひと月が過ぎました。毎日、多くの町民の方が役場に来庁されており、私も時折ロビーなどで皆さまからお話を伺う機会がありますが、木の温もりを感じられるロビーが心地良い、1階でほとんどの手続きができて便利など、数多くの嬉しい感想をいただいております。改めて、後世に誇れる庁舎ができた実感を感じているところであります。

また、この議場におきましても、ご高齢の方や体の不自由な方をはじめとする多くの方々に使いやすい空間となったほか、最新の映像機器が導入され、円滑な議会運営が可能

になったと伺っております。

旧庁舎の議場がそうであったように、この新しい議場においても、議会と行政が車の両輪として活発な議論を交わし、輝かしい100年後の新十津川町に向け共に町の歴史を刻んでいくことを切にお願いし、定例会開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） それでは、定例会の初日は町民憲章を朗読するのが通例でございますが、これを割愛いたしまして、ただいまから、令和3年第2回新十津川町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

#### ◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） ただいま出席している議員は、10名であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、7番、西内陽美君。8番、長谷川秀樹君。両名を指名いたします。

---

#### ◎議会運営委員長報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、議会運営委員長報告を行います。報告を求めます。西内議会運営委員長。

〔議会運営委員会委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員会委員長（西内陽美君） おはようございます。議長のご指示がございましたので、議会運営委員会の会議報告を申し上げます。

日時、令和3年6月4日、金曜日、午前10時00分から午前10時40分まで。場所、役場3階委員会室におきまして、議会運営委員会を開催いたしました。出席者は記載のとおりでございます。説明員といたしまして、小林副町長と寺田総務課長のご出席をいただきました。

協議結果でございます。

1、令和3年第2回町議会定例会の会期は、議案等を考慮し、6月9日から6月11日までの3日間といたしたいとするものでございます。

日程につきましては、裏面に記載のとおり執り進めたいとするものでございます。

付議案件は、報告4件、条例の一部改正4件、令和3年度会計補正予算2件、都市公園を設置すべき区域の決定1件、諮問1件、工事請負契約の締結2件の計14件である旨、総

務課長から説明を受けてございます。

一般質問の通告は、4人、5件の内容でございます。

定例会における新型コロナウイルス感染症予防対策につきましては、通知済みの内容で実施することを確認してございます。

請願、陳情等の受理状況につきましては、6月3日現在、請願0件、陳情2件を受理している旨、議会事務局長から報告がございました。この2件につきましては、議会運営委員会で内容等を精査し協議した結果、議長預かりとする処理を取らせていただきました。

以上、議会運営委員会の会議内容についてご報告申し上げます。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。議会運営委員会報告を終わります。

○議長（笹木正文君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

---

#### ◎会期の決定

○議長（笹木正文君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本日から6月11日までの3日間といたしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月11日までの3日間に決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（笹木正文君） 日程第4、諸般の報告を行います。

1番の事務報告、2番の閉会中における委員会所管事務調査報告、3番の例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

次に、4番の一部事務組合議会報告ですが、中空知広域市町村圏組合議会及び滝川地区広域消防事務組合議会の報告は、お手元に配付のとおり出席議員から報告書が提出され、資料が所定の棚に保管されていることから、それを報告に代えさせていただきますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、5番の議員研修報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上で、諸般の報告を終わり、すべて報告済みといたします。

---

#### ◎行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第5、行政報告を行います。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第1回定例会以降の行政報告を申し上げます。

行政報告につきましては、議員の皆さま方のお手元に配付をしておりますが、令和2年度決算など特に申し上げたい事項4点について説明を加えさせていただき、もう1点、新型コロナウイルスワクチン接種の関係について、直近の状況について口頭にて説明を加え

させていただきます。

その他につきましては、資料にて報告に代えさせていただきますお目通しをいただきたいと思えます。

それでは、最初に4ページをお開き願います。

町有地の項目でございますが、石狩吉野郵便局建設敷地として、吉野地区活性化センター横の町有地を貸付をし建設を進めておりまして、新しい郵便局舎は8月中に完成をする予定と伺っております。

次に、令和2年度の会計閉鎖であります。

令和2年度は、22年ぶりに100億を超える予算規模となりましたが、一般会計の収入総額は99億2,447万3,465円、歳出総額は96億6,081万2,265円、歳入歳出差引額は2億6,366万1,200円となりました。

繰越明許費の必要一般財源を除く実質収支額2億5,131万1,200円のうち1億3,131万1,200円は、地方自治法の規定により財政調整基金に積立て、1億2,000万円は令和3年度に繰り越しをさせていただきました。これにより財政調整基金現在高は7億3,222万1,909円となり、財調を含む全基金の現在高は68億1,312万3,092円となったところであります。

新庁舎建設、熱供給センターなど大型事業を執行してきたところであります。何とか健全財政を堅持しつつ一定額の基金を確保して財政運営ができたことをお知らせしたいと思えます。

次に、7ページをお開き願います。

町税の令和2年度収納状況でございます。

ご案内のように、昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの町民の方々の生活が一変するとともに、それぞれ従来どおりの予定をしていた収入についても激減をされた方も多かったと思えます。

そういった中においても、個人住民税現年分におきましては、前年度と同様に100パーセントの収納率を見るに至りました。その他の税目につきましても、極めてお高い収納率となったところであります。

改めて、町民の皆さん方の納税意識の深いご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げますとともに、担当職員のひたむきな努力と日々の積み重ねでの業績の評価であることをここに報告をさせていただきます。

次に、13ページをお開き願います。

高品質、良食味米生産プロジェクト及び次世代農業推進補助の関係であります。2年間にわたるスマート農業実証プロジェクト事業を終え、今年度から新たに町独自によりプロジェクト事業をスタートさせていただきました。

次世代農業推進補助につきましては、今年度から新たに春作業の効率化が期待できる自動操舵補助システムを補助対象に追加をいたしました。5月31日現在の申請件数は、オートステアリングが3台、ガイダンスが6台の計9台の補助となっており、それぞれの機能性や作業効率などを鑑みて、9人の農業者が導入をしております。

そして、従前から推進をしてまいりましたGPS付き田植え機と防除用ドローンの導入と総合的に見ると、確実にスマート農業へと実状が加速をしてきております。

次に最後になりますけれども、口頭で新型コロナウイルスの感染防止策の決め手と言わ

れているワクチン予防接種の件について、直近の状況を報告させていただきます。

65歳以上の高齢者のワクチン予防接種は、4月23日に接種券を発送し、5月6日から医療機関、入院者及び介護施設入所者に対して接種を開始いたしました。

一般の高齢者につきましては、5月17日から予約を開始し、5月31日から花月クリニック及び空知中央病院で個別接種を開始してございます。

一昨日になりますが、6月7日現在における新型コロナウイルスのワクチン接種の状況について、報告をいたします。

1回の接種済みの方が924人であり、65歳以上の35.1パーセントの方が接種を終えております。また、2回接種まで終えた方が66人おり、接種率は2.5パーセントとなっております。

このことは、町内の二つの医療機関の献身的な協力をいただいているものでありまして、個別接種につきましても、通常診療やリハビリ診療からワクチン接種へと時間を割いていただき、さらには、今後行われる集団接種につきましても、土日での実施対応など全面的な協力の下に、町民の健康を守るためのワクチン接種が実施できている状況になっていることを報告をさせていただきます。

以上を申し上げまして、第1回定例会以降の行政報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、行政報告を終わります。

---

#### ◎教育行政報告

○議長（笹木正文君） 日程第6、教育行政報告を行います。

教育長。

[教育長 久保田純史君登壇]

○教育長（久保田純史君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、令和3年第1回町議会定例会以降における教育行政報告として、1点報告させていただきます。

お手元の教育行政報告の4ページをお開き願います。

下段の学校教育関係、教職員人事の件であります。北竜中学校から4月1日に新十津川中学校校長として転任し、翌日の2日に転入教職員とともに辞令交付をいたしました川崎秀夫校長が4月4日の夜間に急逝されました。

このことに伴い、翌日の4月5日から5月31日までの間は、校長職務代理者として大山口英輝教頭に学校経営を担っていただいておりますが、6月1日付けで北海道教育委員会の人事発令があり、由仁小学校教頭の柴田猛氏が校長採用となり、新十津川中学校校長として着任いたしました。

同日、午後1時30分から教育長室で教育委員立会いの下、私から柴田校長に北海道教育委員会の辞令交付を行いました。

なお、柴田校長は年齢53歳で、平成7年度から11年度までの5年間、教職員として新十津川中学校に勤務されており、生徒に理科の教科指導を行っていただいております。

また、辞令交付式終了後、役場に出向き熊田町長、笹木町議会議長に着任のご挨拶をいたしました。

以上報告とさせていただきます、その他の事項につきましては、お手元に配付済みの書面を



もって報告に代えさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、教育行政報告を終わります。

---

◎日程変更

○議長（笹木正文君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、日程第7、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第8以後を先に審議いたしたいと思えます。

これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、日程の順序を変更し、日程第7、一般質問を午後1時から行うこととして、午前中は日程第8以後を先に審議することに決定いたしました。

---

◎報告第2号の上程、報告、説明及び質疑

○議長（笹木正文君） 日程第7、報告第2号、令和2年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました報告第2号、令和2年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告する。

なお、内容につきましては総務課長より説明いたしますので、ご承認賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） それでは、ただいま上程いただきました報告第2号、令和2年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度予算において繰越明許費の議決をいただいたものについて、令和3年度に繰り越しを行いましたので、その報告をさせていただくものでございます。

議案の3ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、光回線整備推進事業、金額、翌年度繰越額ともに2億1,611万4千円、未収入特定財源は国道支出金8,065万9千円、町債1億3,540万円、一般財源は5万5千円。繰越の内容は、N T T東日本が進めております光ファイバー網整備事業に対する本町の負担分となっております。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、総合健康福祉センター新型コロナウイルス感染症予防対策事業は、金額、翌年度繰越額ともに5,830万円、未収入特定財源は全額、国道支出金で5,830万円で、ゆめりあの空調機器更新事業となっております。

次に、9款消防費、1項消防費、農業用排水施設管理事業は、金額、翌年度繰越額ともに2,000万円、未収入特定財源は国道支出金1,380万円、一般財源620万円で、排水機場設備の整備、改修事業となっております。

同じく、9款1項消防費、避難所感染症予防対策事業は、昨年町議会第4回臨時会におきまして、避難所の感染予防対策に必要となる物品購入の補正予算を付議させていただきましたが、その一部であります間仕切セットが備蓄品としての需要の高まりにより全国的に品薄となり、年度内の納品が不可能となりましたので、予算繰越を行ったものでございます。金額、翌年度繰越額ともに746万5千円、未収入特定財源は国道支出金746万4千円、一般財源1千円となっております。

最後に、10款教育費、3項中学校費、中学校空調設備整備事業は、金額、翌年度繰越額ともに4,270万2千円、未収入特定財源は国道支出金3,660万8千円、一般財源609万4千円で、中学校のエアコン整備事業となっております。

合計いたしまして、金額、翌年度繰越額ともに3億4,458万1千円、未収入特定財源、国道支出金で1億9,683万円1千円、町債1億3,540万円、一般財源1,235万円となっております。

以上、令和2年度一般会計繰越明許費繰越計算書の内容を申し上げます。よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第2号、令和2年度新十津川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第3号の上程、報告、説明及び質疑

○議長（笹木正文君） 日程第8、報告第3号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第3号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同項の規定により報告をする。

なお、内容につきましては住民課長より説明いたしますので、ご承認賜りたくよろしく

お願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました報告第3号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、内容の説明を申し上げます。

本件につきましては、本年の第1回定例会において、繰越明許費の議決をいただいたもので、令和3年度に全額繰り越しの措置を行いましたので、報告させていただくものでございます。

議案書7ページをご覧ください。

1款下水道費、1項下水道整備費、石狩川流域下水道建設負担金、金額、翌年度繰越額ともに6万5千円、財源は全て一般財源でございます。

内容でございますが、奈井江浄化センターの汚泥貯留槽攪拌機更新工事が、年度内に完成しない状況となったために繰り越しの手続きを行ったものでございます。

以上、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容を申し上げます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第3号、令和2年度新十津川町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

◎報告第4号の上程、報告、説明

○議長（笹木正文君） 日程第9、報告第4号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました報告第4号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） それでは、私から株式会社新十津川総合振興公社の経営状況について、お手元にごさいます令和2年度第48期事業報告書によりまして、ご報告を申し上げます。

報告書1ページについてですが、事業報告は記載のとおりでございます。

続きまして2ページ、業務の執行状況についてご覧をいただきたいと思ひます。

1、特産品販売事業でございますが、物産館売店営業、ふるさと小包、ふるさと納税受付、返礼品発送、特産品販売PRに努めた結果、売上高は5,001万5千円、費用3,723万6千円となりまして、差引き1,277万9千円の利益となっております。

(2)についてですが、ふるさと納税返礼品発送でございます。振興公社発送分を記載させていただきます。合計4,019件で、昨年から847件の増加でございます。

ふるさと納税業務全体売上額といたしましては2,525万3千円で、返礼品に係る部分の売上は、送料を含め2,048万7千円で、昨年から約430万円の増加となっております。

町から受託しておりますふるさと納税受付業務委託料は476万5千円の売上となっております。こちらは昨年と比較すると144万円程度の減少となっております。

3ページ(3)展示販売等は、例年ですと10回程度展示販売を行っておりますが、令和2年度におきましては、コロナの影響で駅関連での販売のみとなっております。

次、(4)物産館事業でございますが、お米シロップを活用し、新商品を販売してございます。3月22日に発売をいたしましたお米シロップは、これまでに500本程度販売したところでございます。現在、取扱い店舗は、町内では物産館のほかAコープ、セイコーマート2店舗、グリーンパークしんとつかわ、町外では道の駅たきかわでございます。

2の物産館レストラン事業につきましてですが、コロナ禍における支援対策事業として、割引クーポンや食事券を発行いただいたことにより売上高898万6千円、費用747万1千円で、差引き151万5千円の利益となっております。

売上、利益ともに昨年と比較いたしますと増加をしており、売上は17万円増、差引利益は12万円の増となっております。

次に3の加工事業でございますが、クマ笹、メロン果汁など農林産物の加工品製造販売に努めましたが、売上高3,434万9千円、費用4,365万9千円となりまして、差引き931万円の損失となっております。

クランベリー、メロンミックス等の受託加工で1,000万円程度減少をしており、全体で1,400万円の売上減少となっている状況でございます。

次に4の宿泊施設事業でございます。サンヒルズサライとヴィラトップの2施設では、例年合宿者が宿泊の半分近くを占めてございましたが、コロナウイルスの影響によりまして大幅に減少をしてございます。

両施設を合わせた売上は6,753万9千円、費用9,154万6千円で差引2,400万7千円の損失となっております。

6ページでございます。

5番、業務受託事業と6番、受託管理事業は、記載のとおりでございます。

7 ページ、8 ページに貸借対照表、損益計算書を添付してございます。

各部門の状況につきましては、今ほど申し上げましたので、全体額のみ申し上げます。

8 ページ一番下の表をご覧になっていただきたいと思います。

事業別差引収益、営業利益の表の計の欄、売上高 1 億9,445万5,001円、費用 2 億1,775万5,520円、差引利益マイナスの2,330万519円でございます。

営業外収益の雑収入2,435万6,059円は、持続化給付金200万円、雇用調整助成金約800万円、北海道からの支援金40万円、商工会からの助成金約800万円、積立保険の解約返戻金500万円が主なものでございます。

当期の利益は11万9,081円となります。

剰余金の処理といたしまして、9 ページ一番下の剰余金の処分に関する資料を掲載してございます。当期純利益11万9,081円を前年度繰越利益剰余金に加えた3,536万2,251円を次年度に繰越すことといたします。

次にページを戻っていただき7 ページ、貸借対照表でございます。特記すべき事項のみご説明を申し上げます。

資産の部、3、投資その他資産として、金滴酒造に500万円、滝川酒販協同組合10万円、北門信用金庫1万円を出資してございます。

資産の部合計1億85万1,483円でございます。

次に負債でございます。流動負債合計1,548万9,232円で、(2)未払金はパート従業員の3月分賃金、(4)預り金は所得税、社会保険料、厚生年金保険料でございます。(5)賞与引当金でございますが、厳しい経営状況ではございますが、従業員の賞与を確保しながら進めて参りたいという考えから、今月支給予定の賞与の一部を引当金として計上してございます。

固定負債でございますが、運転資金としまして3,000万円を6月に借入しております。セーフティネット4号による借入でございます。借入期間10年、利率1.2パーセントで5年据置、保証料実質無料、3年無利息となっている内容のものでございます。

次に純資産の部、1、資本金2,000万円で、2、利益剰余金は令和2年度の純利益と令和元年度以前の繰越金を加えた3,536万2,251円でございます。負債の合計と純資産の合計が1億85万1,483円で資産の部の合計と一致をいたします。

11ページ以降、損益計算書の付属明細となっておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上、新十津川総合振興公社の経営状況についてのご報告とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

以上で、報告第4号、株式会社新十津川総合振興公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

---

#### ◎報告第5号の上程、報告、説明

○議長（笹木正文君） 日程第10、報告第5号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程をいただきました報告第5号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況を説明する書類を添付し、報告する。

なお、内容につきましては産業振興課長より説明いたしますので、ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 報告を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

産業振興課長。

〔産業振興課長 小松敬典君登壇〕

○産業振興課長（小松敬典君） それでは報告第5号、一般財団法人ピンネ農業公社の事業報告をお手元の資料により、要点を絞ってご説明申し上げます。

初めにページを1枚めくっていただき、第9期の事業報告からご説明いたします。

1の農地中間管理事業については、関連する事業実績はございません。

2の多様な担い手の育成支援事業の農業次世代人材投資事業では、4年目となる経営開始型の新規就農者として1組のご夫婦に対し、経営が軌道に乗るようにアドバイスを行ってまいりました。

担い手への助成事業につきましては、水田センサーの通信料、ドローンの免許取得助成、住宅家賃助成や農地賃借に対して、それぞれ助成を行ってまいりました。また、去年は9名の農業後継者の認定を行ったところでございます。

3の修得センターの事業については、常勤職員4名体制で、繁忙期のみ臨時職員を雇い対応してまいりました。

ミニトマトについては、サントリーとの契約栽培で、純あまという品種に絞り、単価契約により、安定的な価格と目標数量を3トン上回る実績となりました。

イチゴやブルーベリーの販売、農協組合員に提供する育苗品の販売は、多少の増減あるものの、ほぼ計画どおりの実績となりました。

しいたけ栽培は、椎茸のハウスのボイラーの更新により燃費の向上が図られたことや常勤職員2名削減したこと、また、収穫量も目標を2トン上回る実績となり、修得センター単体では109万4千円の黒字決算となりました。

中山間地域等直接支払交付金事業は、事務の委託が1集落増え、委託料収入が250万6千円となりました。

農作業のマッチングについては、農家側からの登録が3件あったものの、働いてみたいという方の登録がなかったものですから、実績についてはゼロとなっております。

以上が事業報告となります。

月別の事業経過は、報告書の3ページ、4ページに記載させていただいてございます。

続いて、第9期の決算についてご説明いたします。

はじめに、貸借対照表8ページをお開きください。増減のある主なものを申し上げます。

資産の部、1の流動資産の未収金は、国からの経営継続補助金109万円と、農協から入

金される椎茸の選果手数料清算金の戻入52万円が主なものでございます。

2の固定資産の機械装置で149万円ほど増加しているものは、修得センターのビニールハウス11棟にビニール自動巻上装置を設置したことによる増加分ですが、実際の購入額は258万円に対し、国からの経営継続補助金が109万円交付されましたので、帳簿上の資産価値としては補助金を差引いた149万1,500円の資産の増加となっております。什器備品は修得センターで使用する転圧機と水耕タンクの購入による増加でございます。

次に中段の負債の部、未払費用の主なものは、3月分の人件費と保険料90万円、3月に購入した修得センターの資材費168万円が主なものでございます。

正味財産では、町と農協の出資金は基金として500万円保管しております。

また、累積損益を示す年度末の正味財産は354万7,717円となり、基金と合せた年度末の正味財産の合計は855万946円となりました。

次に、11ページの損益計算書をご説明いたします。

収入総括表のローマ数字の1、公益事業では、公社全体の収支バランスが取れましたので、町と農協の負担金は予算に対し200万円未執行となりました。

ローマ数字の2、収益事業収入では、修得センター事業で生産物の販売が2,126万5千円、育苗品の販売で1,069万円のほかに、去年は国の持続化給付金約210万円と経営継続補助金109万円の交付を受けたところでございます。

中山間事業は、北花月集落が新たに加わりましたことにより、10集落中8集落分の事務委託料となっております。

続いて、下段の支出総括表になります。

ローマ数字の1、公益事業の2の多様な担い手支援事業の内訳は、水田センサーの通信料44基分、40万7千円。ドローンの免許取得助成46人分、138万円。住宅家賃助成1名分、18万円。農地賃借助成2名分、5万8千円となっております。

4の公社運営事業は、局長人件費の9か月分と修得センター場長の給与、社会保険料、職員手当で583万円、その他、事務機器、車両、事務所の借上料などとなっております。

次に収益事業の修得センター事業は、場長以外の常勤職員の人件費、臨時職員報酬で1,073万円、作業委託料162万円のほか種苗費や資材、肥料、農薬などの消耗品として、1,225万円、ミニトマト、椎茸の選果手数料584万円、水道光熱費が305万円などとなっております。

次に、中山間事業は、局長の3か月分の人件費53万円と事務機器、車両、事務所の借上料で76万円のほか、電話料、郵券料、消耗品などとなっております。

最終的な収支としましては、14ページをご覧ください。

14ページ下段の公益事業会計と収益事業会計を分けた収支が記載されてございます。

公益事業会計は、1,152万120円の収入に対しまして、1,000万3,313円の費用、差引き151万6,807円の損益。

収益事業は、3,769万5,979円の収入に対しまして、3,658万8,054円の費用。差引きで110万7,925円の損益。

合わせて262万4,732円の年度中の黒字となりました。

以上で、一般財団法人ピンネ農業公社第9期の事業報告とさせていただきます。よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の説明を終わります。

以上で、報告第4号、一般財団法人ピンネ農業公社の経営状況の報告についてを終わり、報告済みといたします。

ここで、11時5分まで休憩といたします。

（午前10時55分）

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

---

◎議案第32号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第32号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第32号、新十津川町税条例の一部改正について。

新十津川町税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては住民課長より説明いたしますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 長島史和君登壇〕

○住民課長（長島史和君） ただいま上程いただきました議案第32号、新十津川町税条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町における税条例について所要の改正を行うものでございます。

改正規定の内容につきましては、お手元の新旧対照表によりご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧願います。

はじめに、1ページの第24条第2項につきましては、個人の町民税の非課税の範囲の定めであり、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直し、対象を限定する改正規定でございます。

第36条の3の3につきましては、非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直し、対象を限定する改正規定及び公的年金受給者が扶養親族申告書を電子提出する際の税務署長の承認を廃止する改正でございます。

2ページをお開きください。



附則の第5条第1項につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等の定めであり、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直し、対象を限定する改正規定でございます。

ここで、ご説明いたしました3条に共通する改正内容の控除対象扶養親族の見直しについてご説明いたします。

個人住民税均等割及び所得割においては、納税義務者の世帯人数等に応じ非課税限度額を算定することとされているところ、令和2年度税制改正において、扶養親族における国外居住親族の取扱いの見直しが行われたことを踏まえ、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、1として、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者。2として、障がい者。3として、納税義務者から前年において、生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者のいずれにも該当しない者を除外することとされました。

なお、年齢16歳以上30歳未満と年齢70歳以上は従来どおりでございます。

新旧対照表に戻りまして、附則の第6条につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の定めであり、セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きを簡素化して適用期限を5年延長する改正でございます。

3ページをご覧ください。

附則第10条の2第17項から第19項までの改正は、地方税法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、引用条項の追加並びに項の移動でございます。

次に、議案書に戻りまして、附則についてご説明申し上げます。

議案書の13ページ中段の第1条で施行日を、第1号は令和4年1月1日、第2号では令和6年1月1日と定め、第3号は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日と定めてございます。

また、第2条は町民税について、改正条例の適用における経過措置を定めてございます。

以上をもちまして、議案第32号、新十津川町税条例の一部改正についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第32号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第33号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第12、議案第33号、新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第33号、新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

提案理由でございます。

保健福祉課の一部及び教育委員会事務局の事務所移転等に伴い、当該施設の設置目的及び事業内容について改正を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては教育委員会事務局長より説明いたしますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 鎌田章宏君登壇〕

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただいま上程いただきました議案第33号、新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、保健福祉課の一部及び教育委員会事務局の事務所移転により、新十津川町総合健康福祉センターにおいて、保健福祉課の地域包括支援センター及び健康推進グループ並びに教育委員会事務局の業務を行う新体制となったことから、設置目的及び事業内容に教育、スポーツ及び文化に関わる内容を追加し、福祉に関わる内容を削除する改正を行いたいとするものでございます。

お手元に配付しております新旧対照表の5ページをご覧ください。

第1条の設置目的は、現行の高齢者、障がい者等の保健福祉、地域福祉活動、健康づくりに限定していたものを、改正案の下線部のとおり、町民の健康増進、教育、スポーツ及び文化の振興等を図ることにより、町民の心身ともに健康な生活の実現及び教養の向上に資すると改正をするものでございます。

第3条の事業内容は、現行の第1号及び第3号は、福祉に関わる内容のため削除し、第2号及び第4号から第6号までを整理し、改正案のとおり、大きな事業の区分として、第1号に健康づくり、第2号に高齢者の生きがいづくり、第3号に介護相談とし、第4号に教育、スポーツ、文化に関する事業を新たに追加をする改正でございます。

議案書15ページにお戻りいただきまして、附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

以上、議案第33号、新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第33号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第34号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第13、議案第34号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第34号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

次ページをお開き願います。

提案理由でございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては保健福祉課長より説明いたしますので、議決賜りたくよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいま上程いただきました議案第34号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容の説明を申し上げます。

本条例は、子ども・子育て支援法に基づく幼稚園、保育園、認定こども園などの特定教育・保育施設及び3歳未満の子供を19人以下の小規模で保育を行うなどの特定地域型保育事業の運営の基準を定めるものでございます。

今回の改正理由としましては、本条例を定めるにあたっての従うべき基準及び参酌すべき基準となっております内閣府令の一部改正に伴い、本条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、お手元の新旧対照表で説明させていただきます。

7ページをご覧ください。

第2条、定義につきましては、本条例の基準となる内閣府令の題名が改正となったことによる用語の整理でございます。

第8条、受給資格等の確認につきまして、特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた際、必要に応じて保育認定の有無、有効期間、必要量などを確かめるものとし、その確認については、保護者の申請に基づき、町が交付することとされている支給認定証、若しくは支給認定証が発行されていない場合、町が、教育・保育給付認定を行った際に通知する文書による確認でも可能とする要件緩和の改正でございます。

第42条、特定教育・保育施設等との連携につきまして、8ページをご覧ください。

第3項第1号及び第2号につきましては、用語の整理による改正でございます。

第4項につきましては、本来、特定地域型保育事業者に求められている卒業後の受け入れ先である連携施設の確保について、町長が、保育所の入所に際して調整を行うにあたり、当該事業者が保育の提供を受けていた満3歳未満の子どもを優先的に取り扱う措置を行うなど、当該事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、保護者の希望により、3

歳未満の子どもを引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合については、連携する幼稚園、保育園又は認定こども園の確保を必要としないとする改正でございます。

9ページをご覧ください。

第5項につきましては、用語の整理による改正でございます。

議案書に戻りまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

以上をもちまして、議案第34号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第34号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第35号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第14、議案第35号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第35号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

20ページをお開き願います。

提案理由でございます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容の説明につきましては保健福祉課長より説明いたしますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

〔保健福祉課長 坂下佳則君登壇〕

○保健福祉課長（坂下佳則君） ただいま上程いただきました議案第35号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容の説明を申し上げます。

本条例は、児童福祉法に基づく家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の設備及び運営の基準を定めるものでございます。

今回の改正理由としましては、本条例を定めるにあたっての従うべき基準及び参酌すべき基準となっております厚生労働省令の一部改正に伴い、本条例につきまして、所要の改

正を行うものでございます。

改正内容につきましては、お手元の新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

11ページをご覧ください。

目次につきましては、第6章、雑則を加える改正でございます。

第7条、保育所等との連携について。第1項につきましては、用語の整理による改正でございます。

12ページをご覧ください。

第4項につきましては、本来、家庭的保育事業者等に求められている卒園後の受け入れ先である連携施設の確保について、町長が、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置など、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合は、連携する幼稚園、保育園又は認定こども園の確保を必要としないとする改正でございます。

13ページをご覧ください。

第5項につきましては、用語の整理による改正でございます。

第38条、居宅訪問型保育事業につきましては、当該事業者が、保育を提供する項目として、母子家庭等の乳幼児の保護者が、夜間、深夜勤務に従事する場合のほかに、当該保護者が、疾患や障がい等により養育をすることが困難な場合でも保育を提供できるとする改正でございます。

第6章、雑則。13ページから14ページにわたっておりますけれども、第50条、電磁的記録につきましては、家庭的保育事業者等の業務負担軽減を図る観点から、この条例の規定において書面で行うことが規定されているものを、書面に代えて電磁的記録により行うことができるとする条の追加でございます。

14ページをご覧ください。

附則第3項及び第4項につきましては、用語の整理による改正でございます。

議案に戻りまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。ただし、目次の改正規定及び本則に1章を加える改正規定は、厚生労働省令が令和3年7月1日の施行となるため、本条例の当該改正規定についても令和3年7月1日の施行としています。

以上をもちまして、議案第35号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第35号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第36号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第15、議案第36号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第36号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第3号。

令和3年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,801万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億9,361万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

継続費の補正。

第2条、継続費の追加は、第2表、継続費補正による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第4条、地方債の追加は、第4表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明いたしますので、議決賜りたくよろしく願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました議案第36号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第3号につきまして、内容をご説明申し上げます。

28ページ、29ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額1億536万6千円、これは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億67万6千円。国が実施する低所得の子育て世帯への生活支援のため給付金を支給する事業に係る子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金430万円、同じく事務費補助金7万円、小学校の新型コロナウイルス感染症予防対策に対し、国が当該経費の2分の1を補助する学校保健特別対策事業費補助金16万円、同じく中学校の対策に係る補助金16万円、これらの合計額でございます。計5億3,743万3千円。

16款、道支出金。補正額2,226万8千円、これは、学園1号排水路の改修に対する農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金1,725万円、農業用機械の購入に対する国の補助事業、強い農業づくり事業補助金501万8千円の合計額でございます。計2,226万8千円。

19款、繰入金。補正額3,037万9千円、これは、財政調整基金繰入金1,162万1千円の減額と公共施設整備基金4,200万円の増額の合計額でございます。計8億7,778万8千円。

22款、町債。補正額7,000万円、これは、農村環境改善センター改修事業債でございます。計8億6,710万円。

歳入合計、補正額2億2,801万3千円、計72億9,361万9千円。

次に、歳出。

2 款、総務費。補正額4,613万円、計12億3,091万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金4,499万7千円、一般財源113万3千円。

3 款、民生費。補正額1,890万8千円、計9億8,626万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,269万3千円、一般財源621万5千円。

4 款、衛生費。補正額202万9千円、計5億7,255万1千円。財源内訳、一般財源202万9千円。

6 款、農林水産業費。補正額501万8千円、計5億5,258万円。財源内訳、特定財源で国道支出金501万8千円。

7 款、商工費。補正額0円、計3億7,367万7千円。財源内訳、特定財源、国道支出金、2,955万円、一般財源減額の2,955万円。

8 款、土木費。補正額2,750万円、計9億2,254万5千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,725万円、一般財源1,025万円。

10款、教育費。補正額1億2,842万8千円、計6億2,471万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,812万6千円、地方債7,000万円、その他4,200万円、一般財源は減額の169万8千円。

歳出合計、補正額2億2,801万3千円、計72億9,361万9千円。財源内訳、特定財源で国道支出金1億2,763万4千円、地方債7,000万円、その他4,200万円、一般財源は減額の1,162万1千円でございます。

次、27ページにお戻り願いたいと思います。

まず、継続費補正について追加するものをご説明申し上げます。

款、10款教育費、項、4項社会教育費、事業名、農村環境改善センター改修事業。総額3億5,550万円、年度及び年割額、令和3年度、1億1,200万円、令和4年度、2億4,350万円、これは、令和3年度から4年度にわたり行います改善センターの改修に係る継続費の年割額を定めて追加するものでございます。

次に、債務負担行為補正、追加でございます。

事項、新雨竜二期地区国営土地改良事業負担金、期間、令和3年度から令和8年度まで、限度額、地元負担割合事業費のうち町負担分、安全対策施設、田0.007パーセント。これは、近年、農業水路等への転落事故が多発し、農業水利施設への安全対策の社会的要請が高まってきているため、新雨竜第二期地区国営土地改良事業において、令和3年度から令和8年度までフェンス設置など安全対策施設工事を行うことから、債務負担行為補正を行うものでございます。

なお、本町の負担分は、雨竜町との覚書により、本町が一度負担金を支払ったのち、雨竜町から同額が本町に支払われることとなっております。

次に、地方債補正、追加でございます。

起債の目的、農村環境改善センター改修事業債、限度額、7,000万円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率、5パーセント以内、償還の方法については、記載のとおりでございます。これは、改善センターの改修事業に係る起債で、過疎債を想定してございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。38ページ、39ページをお開き願います。

2款1項3目財産管理費。補正額4,465万6千円、計5億7,411万7千円。内容を申し上げます。事業番号13番、公共施設新型コロナウイルス感染症予防対策事業4,465万6千円。これは、不特定多数が利用する施設や子供が利用する公共施設であります行政区自治会館、吉野地区活性化センター、総合健康福祉センター、小学校、中学校及び公用車に抗ウイルス剤を塗布施工する経費で4,154万1千円、可搬型のサーマルカメラ1台購入経費11万5千円、その他、消毒液、仕切り板など感染症対策物品の購入経費300万円、これに係る経費を補正計上するものでございます。

7目町有林造成管理費。補正額147万4千円、計462万9千円。内容を申し上げます。事業番号1番、町有林保育管理事業147万4千円。これは、幌加町有林に向かう作業道が、今冬の大雪、融雪の影響によりまして崩落や洗堀が生じており、通行困難となっていることから当該作業道を復旧するための経費を補正計上するものでございます。

9目行政区費につきましては、これは、財源更正でございます。

次に、40ページ、41ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費。補正額1,453万8千円、計1億2,578万9千円。内容を申し上げます。事業番号4番、総合健康福祉センター管理運営事務621万5千円。これは、あざれあ工房の排風機の故障及びゆめりあ機械室のポンプの更新が必要となったことから、これらを更新するための経費を補正計上するものでございます。

次、事業番号15番、総合健康福祉センター新型コロナウイルス感染症予防対策事業144万1千円。これは、ゆめりあの施設利用管理に係る新型コロナウイルス感染リスクを軽減させるため、利用者と職員の接触機会の減少や利用者の待ち時間短縮を図ることのできる施設管理予約システムを導入する経費を補正計上するものでございます。

次、事業番号16番、社会福祉施設等新型コロナウイルス感染症予防対策事業688万2千円。これは、町内の医療機関、歯科医療機関、介護サービス事業所、障がい福祉サービス事業所などが新型コロナウイルス感染に必要な衛生用品を安定して確保することができるようにするため、その必要な経費に係る助成を行うための経費について補正計上するものでございます。

次、2項1目児童福祉費。補正額437万円、計3億2,630万6千円。内容を申し上げます。事業番号13番、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業437万円。これは、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、18歳未満の児童を養育する低所得の子育て世帯に対し、児童一人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための経費を補正計上するものでございます。

なお、この事業は国から10分の10の補助金が交付されるものでございます。

次に42ページ、43ページをお開き願います。

4款1項5目健康づくり推進費。補正額202万9千円、計2,860万3千円。内容を申し上げます。事業番号6番、健康づくり対策事業202万9千円。これは、正職員管理栄養士でございますが、1名が9月から産前産後休暇および育児休業に入ることとなったことから、新たに会計年度任用職員管理栄養士を1名任用するための経費を補正計上するものでございます。

次に、44ページ、45ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額501万8千円、計3億8,334万6千円。内容を申し上げます。



ます。事業番号20番、強い農業づくり事業501万8千円。これは、国から交付される強い農業・担い手づくり総合支援交付金の交付農業者として本町内の農業者1名が交付対象となることが決定したことから、対象者に交付する経費を補正計上するものでございます。

なお、当該交付に係る導入機械といたしましては、ロボットトラクター、グレンドリル、ケンブリッジローラーなどでございます。

次に46ページ、47ページをお開き願います。

7款1項1目商工振興費及び2目観光振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当する財源更正でございませう。

次に48ページ、49ページをお開き願います。

8款3項1目河川総務費。補正額2,750万円、計4,139万1千円。内容を申し上げます。事業番号2、河川維持管理事業2,750万円。これは、農業水路等長寿命化・防災減災事業の新規対象地区として学園地区が採択されたことから、学園1号排水路の整備に係る調査設計及び改修工事の経費について補正計上するものでございませう。

次に、50ページ、51ページをお開き願います。

10款2項1目学校管理費。補正額32万円、計3,083万3千円。内容を申し上げます。事業番号7番、小学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業32万円。これは、小学校の新型コロナウイルス感染対策として、消毒用エタノールおよび職員室用デスクスクリーンを購入する経費を補正計上するものでございませう。

次、3項1目学校管理費。補正額32万円、計5,881万円。内容を申し上げます。事業番号6番、中学校新型コロナウイルス感染症予防対策事業32万円。これは、小学校と同様に消毒用エタノール及び職員室用デスクスクリーンを購入する経費を補正計上するものでございませう。

次、2目教育振興費。補正額101万8千円、計3,648万4千円。内容を申し上げます。事業番号6番、中学校修学旅行等保護者負担軽減事業101万8千円。これは、10月に予定しております中学1年生の研修旅行において、密集を避けるためバスを1台追加することと、中学3年生の修学旅行において、5月実施を10月に変更するとともに研修地についても変更することといたしましたが、これらの変更に際して増加となる保護者負担の軽減を図るため、当該増額分を補てんする経費について補正計上するものでございませう。

次に52ページ、53ページをお開き願います。

4項1目社会教育総務費。補正額1億1,200万円、計1億4,009万円。内容を申し上げます。事業番号6番、農村環境改善センター改修事業1億1,200万円。これは、本年度から2年間で行う改善センター改修工事の本年度分費用を補正計上するものでございませう。本年度は、多目的ホール、トイレなど西側を主に改修をする予定でございませう。

次、4目図書館費。補正額1,357万3千円、計5,131万4千円。内容を申し上げます。事業番号1番、図書館維持管理事業減額の169万8千円。これは、当初予定しておりました暖房設備の維持修繕を新型コロナ対策として、冬期も換気可能な暖房能力の高い改修工事を行うこととすることから、当初の維持修繕経費を減額補正するものでございませう。

事業番号5番、図書館新型コロナウイルス感染症予防対策事業1,527万1千円。これは、事業番号1番の減額補正で申し上げましたとおり、暖房能力の高い設備改修工事経費で1,493万8千円、そして、図書館の幼児用トイレの洋式化修繕経費33万3千円の合計1,527

万1千円を補正計上するものでございます。

次、5項2目体育施設管理費。補正額119万7千円、計1億266万7千円。事業番号3番、ふるさと公園内体育施設新型コロナウイルス感染症予防対策事業119万7千円。これは、温水プールの更衣室ロッカーがコロナ対策用消毒剤を多用することとなり、錆の発生などが進んでしまったことから、48人分の樹脂製ロッカーを男女各1台ずつ更新するものでございます。

以上、一般会計の補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第36号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ここで、13時まで休憩といたします。

(午前11時52分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとき、会議を再開いたします。

(午後1時00分)

---

◎一般質問

○議長（笹木正文君） 午前中、日程の順序の変更をいたしましたので、これから、日程第16、一般質問を行います。

一般質問は、配付してます通告表の順に進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

最初に2番、村井利行君、登壇の上、発言を願います。

[2番 村井利行君登壇]

○2番（村井利行君） 議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

冬期間の除排雪について、熊田町長にお尋ねをいたします。

この質問は、平成28年第4回定例会において西内議員からもありましたが、特にこの冬は例年になく大雪に見まわれ、町民の皆さん、そして、除排雪を所管する建設課、センターの皆さん、大変な思いをされたかと思えます。

今期のような時には、除排雪に対する満足度が多少下がるために、町民の皆さまからの期待、要望の声が上がってくるのも理解できるところであります。

冬になってからでは遅いので、あえてこの時期に質問をさせていただきました。

今シーズンの降雪量は、朱鞠内11.21、幌加内10.87、当新十津川10.84メートルと、観測史上まれに見る降雪量となりました。

北海道に住む以上、避けては通れないとは思いつつも、年を重ねるとともに毎年冬の除雪については、ちょっときついなあと思うのは、私だけではないと思えます。

特に高齢者の皆さん、体の不自由な方にとっては本当にきついと思えます。中でも、除雪した後の置き雪処理は大変な思いをいたします。

除雪をするセンターとしても、時間、労力、予算等の面で、置き雪を残さないで全町を回るのは不可能だと思います。

そこまでは申しませんが、高齢者や障がい者の皆さんの家の前に出来るだけ雪を押し付

けない道路除雪をしてはどうかと思います。

実は、山形県の新庄市、寒河江市ですね、寒い、河川の河、あと江戸の江ですか、さかえ市というのですけれども、ここでは、新たな運行管理システムを導入し、高齢者や障がい者の家の前に雪を押し付けない道路除雪を始めました。全戸数はちょっと無理なので、市の社会福祉協議会などから情報を受け、いわゆる除雪弱者、約100世帯を登録し、対象住宅に近づきますとGPS機能でスマートフォンのアラーム等が作動し、オペレーターにおもいやり除雪を促す仕組みであります。

両市が導入したのは、スマホのGPS機能で除雪車の位置情報を管理するシステムであります。NDソフトウェアという会社が本年度、事前に登録した地点に近づきますと、スマホのアラームやメッセージが作動する機能を既存の商品に加えて発売をいたしました。

システム導入によって、市や受託業者は作業時間や経路を簡単に把握できるようになり、事務作業の軽減や作業経路の効率化も図ることが出来るということでもあります。

また、市のウェブサイトには、除雪車の現在地を示す地図が掲載され、市民が自宅周辺の除雪状況を確認できるといったメリットもあるそうでございます。

我が町には、高齢者、障がい者に優しい除雪補助事業があることは承知しております。高齢者世帯等除雪費助成事業、高齢者世帯除雪サービス事業等であります。

今期、除雪費助成事業は101世帯、除雪サービス事業は31世帯の皆さんが活用されました。しかし、これらの事業には、住民税非課税世帯等の縛りが若干あります。さらに、住み良い新十津川、高齢者、体の不自由な人にやさしい町を目指すためにも、おもいやり除雪を導入してはいかがでしょうか。町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

[町長 熊田義信君登壇]

○町長（熊田義信君） それでは、新議場での初めての一般問をいただきました2番議員さんの質問にお答えさせていただきます。

約半年間、冬の生活を余儀なくされる中で、除雪の問題は、本当に一番の関心時であるということを理解をしておりますし、町としても、除雪委託業者にも密接な連携の下に、でき得る対応をしているところではございます。

そういった中、令和2年度、今質問の中にも触れていただきましたけども、除雪状況について説明をさせていただきます。

年間降雪量は、本町でデータを取り始めた平成15年度以降で、これまでの記録であった平成29年度の10メートル23センチを抜き、10メートル84センチと記録を更新いたしました。

この間、町民の皆さま、特に高齢者世帯におかれましては、この大雪で毎日のご自宅の除雪作業で大変なご苦勞をされたことと思います。

一方、町道の除排雪業務では、降雪量が概ね10センチ以上で一斉出動した除雪回数は44回、積雪で車道が狭くなったことから、1月から3月にかけて2度の排雪を行うなど、受注者である管理組合職員や除雪オペレーターの昼夜を問わない奮闘により、冬期間の道路交通網と町民の安全安心の確保に努めさせていただいたところでございます。

令和2年度のような大雪のシーズンでは、建設課や除雪センターに寄せられる苦情、要望も多く、その中でも最も多かったのが玄関間口への置き雪に関するものでございました。

今回の2番議員さんのご質問の中でご提案されました、山形県寒河江市、新庄市で導入された除雪管理システムを使った思いやり除雪は、とても良い運用であると思います。

しかしながら、本町に置き換えて考えた場合、降雪量などの気象条件の違いや作業時間が必要となる思いやり除雪は、早朝除雪作業を午前7時30分までに終わらせるため、精一杯稼働している現行体制では困難であると考えております。

現在も可能な限り除雪ドーザのプラウの角度を調整し、なるべく玄関間口に置き雪を少なくするよう受注者に指示をし作業にあたっておりますと同時に、1回目の排雪時には、堆雪スペース確保のため歩道部も排雪することとしております。

従いまして、玄関間口の置き雪の処理は、今までどおり地域の皆さま方や地先の皆さま方のご協力をお願いしたいと存じます。

そのような中、高齢者、障がい者世帯への支援については、除雪費の助成事業を行っておりますが、今後は需給バランスなどを見極め、要件の拡大が可能かを検討してまいりたいことを申し上げ、2番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○2番（村井利行君） 今町長のご答弁で、時間ですとか、人力とかいろいろ資材とか、そういういろんな問題があるかと思えます。

その中でも、特に75歳以上を過ぎた方、あるいは体の悪い方、大変な思いをされているわけですので、何とか時間をつくりながらおもいやり除雪を、是非、実行をしていただきたいということをお願い申し上げます、一つ目の質問をまず終わらせていただきます。

なにかご意見があれば。

○議長（笹木正文君） ご意見ございますか、町長。

はい、町長。

○町長（熊田義信君） 再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

おもいやり除雪については、なかなか本町に置き換えた場合は、ちょっとできづらいということで、今の受注を受けている業者の中でいろいろ連携を密にしながら、でき得る対応を引き続き実施をしていきたいと考えております。

ただ一つだけちょっと申し上げておきたいのは、今、本当に町として除雪業者が本当にしっかりやっつけていただいているというふうに私は受け止めております。

特に近年、青葉区、そして、文京区、菊水区においても、住宅が多く新築している状況は2番議員さんもお承知のとおりかと思えます。これが、数年前の状況を見ると、いわゆる、何もない宅地の状態を除雪するのと、今宅地が多くなったときの除雪する時と、かなり除雪の対応に苦慮している、いわゆる、それだけ時間を要しながらしっかり今までと同じような除雪もしているということでもあります。

そのことは、本当に除雪を受けている業者が、本当にそれに精力的に対応しているっていうことを申し添えたいというふうに思います。

それで、おもいやり除雪については、今の環境の中でできるだけやっていきたいということもございますし、先ほども最後、私答弁の中で言わせていただいたのは、現行の高齢者、障がい者の世帯の除雪のサービスの内容について、内容が拡大できないのか、ちょっとそ

の辺を検討して、高齢者、障がい者に対するおもいやりをどのようにできるか、受注者、いわゆる、今いろんな形の中で民間の除雪業者も町内にいろいろ稼働している状況になっておりますので、そういった実需の状況を見ながら、今の現行の制度が拡充できるかどうかを検討していきたいということを申し上げ、再質問の答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） それでは、村井利行君、次の質問に入ってください。

〔2番 村井利行君登壇〕

○2番（村井利行君） 二つ目の質問に移りたいと思います。

今年、4月12日に中高生を対象にしましたヤングケアラーに関する、政府の調査報告書が公表をされております。

ご承知のとおりヤングケアラーとは、大人に代わって家族の介護や世話を日常的に行っている18歳未満の子どもさんを指しますけれども、対象となった公立中学2年生で5.7パーセント、約17人に1人と、公立の全日制高校2年生の4.1パーセント、約24人に1人が家族の世話をしているというような回答がございました。1学級に1人から2人のヤングケアラーがいる可能性があることが、この調査で分かったわけでありまして。誰にも相談せず孤立しがちな実態や健康、学業への悪影響も全国的に初めて裏付けをされたわけでありまして。

調査は、昨年12月から今年1月まで、47都道府県の人口に応じて全体の1割に当たる中学1,000校の中2、約10万人と、全日制高350校の高校2年生、約6万8千人にウェブ上で回答を求めたものであります。

今回の結果を仮に全国の中2と高2の生徒数で、単純に、これ計算ですからピタッとはいきませんが、国内に約10万人のヤングケアラーがいることの、推計ですけれどもね、が成り立つわけでありまして。

しかし、この中には小学校は含まれていませんので、もうちょっと多くのヤングケアラーが潜在していると言われております。

世話をする対象の家族は、中2は兄弟61.8パーセント、父母23.5パーセント、おじいちゃん、おばあちゃんですね、14.7、高2は兄弟44.3、父母が29.6パーセント、祖父母22.5と。

そのケアの理由なんですけれども、兄弟が幼いこと、あるいは、父母が身体障害者、精神疾患、祖父母はご高齢、あと要介護状態等が挙げられております。

中2、高2ともにケアの頻度は、ほぼ毎日が4割強を占めており、週に3から5日、週1から週2が約1割、ケアの時間は平均で4時間、7時間以上と答えた生徒も約1割いたそうでございます。

ケアの内容は、食事、掃除、洗濯などの家事、あと、保育園などの送迎、障がいや精神疾患のある家族の感情面のサポート、外出の付き添い等と多岐に渡っております。

結果、ヤングケアラーの子供達の1、2割は、宿題や勉強の時間が取れない、あるいは、自分の時間が無い、精神的にきついと訴え、睡眠不足や進路を変更する等の影響も出ていたとのことであります。

一方、政府の方としては、回答者の生徒が在籍する学校にも調査をいたしております。回収率は7割超とのことですが、そのうち公立中学校の約46.6パーセント、全日制高校の約半数49.8パーセントが、ヤングケアラーが在学中との回答があったようでございます。

孤立しがちなヤングケアラーの早期発見、相談や支援に結び付けるためには、先生方や福祉、介護医療の専門家らへの研修と人材育成が必要になるかと思われまじし、介護、障害福祉サービスについても、ヘルパー派遣等が適切に行われるよう行政にもご協力をいただかなければなりません。

縷縷申し上げましたけれども、子供は町の宝だと思います。誰にも相談できず悩んでいる、苦しんでいるヤングケアラーに対して、救いの手を差し伸べていくのが大人の責任ではないかと思ひます。

そこで、非常にナイーブな問題でもありますので、本町においては、そのような生徒さんがいる、いないのではなくて、そのような事例が発生した時、速やかに対応できるように、万全の態勢で臨むべきと考えまじしけれども、町長のご見解を聞きたいと思ひます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めまじし。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、2番議員さんの二つ目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、ヤングケアラーにつきましては、以前からその存在については知られていましたが、なかなか広く認知されておひりませんでした。近年、テレビや新聞報道などにより注目されるようになり、政府は、昨年12月、抽出による中高生への実態調査を行ひ、2番議員さんの質問にもありまじしように、4月に報告書が公表されたところでありまじし。

特に大人が担うケア責任を18歳未満の子どもが介護などを行うため、ご指摘のようなことがあると同時に、家庭内のデリケートな問題であることや本人もケアラーの自覚がないこともあり、表面化しにくい構造となつておひることから、実態の把握については難しい状況にありまじし。

政府の報告書では、中学生で5.7パーセントの実態があるとのことでありまじしですが、本町においては、現在、把握はしておひりません。

予防の面に加え、仮に発生した場合の迅速かつ的確な対応などを行うためには、関係機関との連絡調整が必要と考えておひりまじし。

ヤングケアラーに対する支援につきましては、社会全体がこの問題を認識し、その存在が見逃されることのないような見守りが大切であると思ひます。

そのためには、まず、本人、その家族はもちろんのこと、地域住民や福祉、教育関係部門に対して、認知度の向上と理解促進を図ることが必要でありまじしので、広報や学校への配布物等により、周知、啓発を検討していきたくと思ひておひりまじし。

その上で、特に地域との関わりの深い民生委員児童委員の方々や子供達と関わりの深い学校及び教育委員会と連携を図り、ヤングケアラーの状態にある子供などの実態の把握に努めて参りたいと思ひておひりまじし。

現在、こうした環境にある子供達やその家族の相談窓口や支援体制につきましては、保健福祉課の福祉窓口や教育委員会の悩み相談電話での対応や、要保護児童対策地域協議会の枠組みによる対応を行つていくこととしておひりまじしですが、今後におきまじしは、国が多機関連携によるヤングケアラーへの支援に関するモデル事業が行われることでありまじしので、その結果を踏まえ、本町に即した支援体制のあり方について検討を進めていきたくと思ひておひりまじし。

ております。

以上を申し上げ、2番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を認めます。

○2番（村井利行君） 町長から前向きなことで検討されると伺いましたので、これ以上は申し上げませんが、これらの政府の支援策政策もまとめて、実は6月1日に神戸市で、ヤングケアラーの専用相談窓口を全国の自治体で初めてつくり上げております。

社会福祉士や専門の職員が、本人の悩みや関係者からの情報提供に対応し、学校と支援体制をつくって、本人への福祉サービス提案などにつなげるとのことです。

家族の世話は当然だと考え、負担の重さを自覚していない子供も多いと認識されます。今回出された政府の支援案を踏まえて、前向きな対応をお願い申し上げまして質問を終わりたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁はよろしいですか。

○2番（村井利行君） もしあれば、お願いします。

○議長（笹木正文君） はい、町長。

○町長（熊田義信君） ヤングケアラーの問題は、本当にどんな自治体でも起こりうるということが、今、国の実態調査から分かっている状況にあります。

本町の場合、先ほども答弁中で申し上げましたけども、要保護児童対策地域協議会というものがございまして、これはどこの自治体にもありますけども、本町の場合は、子供の小さな変化に応じて、子供がやっぱり適切に家庭内で健全な育成として育っていくかどうかということもですね、今教育委員会と保健福祉課、そして、関係の福祉関係機関と共に、その子供に対するケース会議等も行いながら、子供がやっぱり将来、健やかに育つように、今ほど質問にありましたように、新十津川の宝である子供がしっかり新十津川のこの環境中で、本当に伸び伸びと夢や希望を持って成長するように、そのような対応をしているところであります。

また、2番議員さんの質問中で介護の問題もありました。介護は介護として包括支援センターの方で、それぞれ高齢者の介護度の介護度合いに応じて、それぞれケアマネジャーが高齢者の状況を見ながら、そしてまた、障がい者は障がい者の障害度合いに応じて、必要なサービスが個々に応じてどのサービスが必要なのかということも、それぞれ見える関係にあって、適切にやっている状況になっております。

しかしそれが繁閑としていると、見過ごしたり、何かそういうことが起こりうるということになりますので、今2番議員さんが本当に心配をされて、新十津川にそのことは起こってはいけない、そして、起こった場合でも速やかに対応すべきということは、私も同様の考え方でありまして、また、先ほどの答弁の繰り返しになりますけども、国の方でモデル事業が進んでまいりますので、そういったものを見ながら、新十津川に合ったそういう支援、見守り、そして、子供の健やかな成長に向けてしっかり対応していくことを申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 以上で、村井利行君の一般質問を終わります。

次に、5番、小玉博崇君。登壇の上、発言をお願いします。

〔5番 小玉博崇君登壇〕

○5番（小玉博崇君） それでは、議長のご指示がございましたので、教育長に一般質問をさせていただきたいと思ひます。

大学等への入学準備金貸付制度の創設についてお聞きしたいと思ひます。

経済的理由により就学困難な方に奨学金等の貸付けを本町では行っております。奨学金等の貸付けは、学費の支払いのほか入学金への交付も行っており、家庭や経済的事情で進学や就学に支障を来すことのないように、現在、援助しております。

しかし、入学金の場合、現在の条例では、入学したときに交付するとありまして、交付時期が入学した後になることから、学校に実際入学金を支払うときにはこの制度を活用することができず、入学金の支払いのためには一時的にほかからお金を用意しなければならない状況となっております。

そこで、最も資金が必要となるこの入学準備の負担軽減に向けて、入学金等の支払いに間に合うよう貸付けを行えるように、奨学金等貸付制度の見直し、若しくは新たな制度を創設してはと考へますが、教育長のお考へをお聞きしたいと思ひます。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 久保田純史君登壇〕

○教育長（久保田純史君） それでは、5番議員のご質問にお答えいたします。

本町の奨学金制度は、新十津川町奨学金等貸付条例及び同施行規則に基づきまして、経済的理由により修学困難な方に対しまして修学資金の貸付けを行い、教育の機会均等を図ることを目的に修学支援をしているところでございます。

奨学金の貸付資格は町民の子供で、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校に在学し、若しくは入学する者で、学資の支弁が困難であること、心身ともに健全であること、学業成績優秀であり、かつ、品行方正であることを条件としておりまして、在学する又は在学した学校長の推薦を頂くこととしております。

入学金の貸付資格も同様であります。高等学校に入学する方については対象としておりません。

奨学金の額は、高等学校の奨学生に対しましては月額1万円以内、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校の奨学生に対しては月額4万円以内としております。

なお、昨年度から今年度末までは新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済状況を鑑みまして、月額4万円以内の額を月額6万円以内とし、2万円拡充する措置を講じております。

入学金の額は、奨学金とは別に28万円以内の貸付けができることとしております。奨学金及び入学金は、経済的負担軽減の観点から無利子としております。

申請から奨学金等の交付までの手続きにつきましては、毎年広報2月号で周知を行い、3月10日までを申請期間としてございます。その後、教育委員会で申請内容及び関係書類の審査をし対象者を決定し、4月の定例教育委員会に報告をした後、申請者への結果の通知、第1回目の奨学金交付の際に入学金も含めて4月末日までに現在交付をしている状況でございます。

なお、年度途中の申請も受付けておりまして、随時、審査決定をしております。

大学等の入学金は、合格発表又は合格通知があつてから一定の期間内に納める必要があ



りまして、私立、国公立、各種学校等により納める期限の設定も様々でございまして、推薦入試などは、早ければ11月又は12月に納めなければならない大学などもありますし、大半は3月末までには納めなければならないものと認識しております。

本町の奨学金制度につきましては、入学金の交付は入学後となるため、ご質問にありますとおり、入学金を一時的にご家庭で負担されていることは紛れもない事実でございます。

一時的に用意しなければならない入学金の対処といたしましては、一般的には、日本政策金融公庫の国の教育ローン、民間金融機関等の教育ローンや社会福祉協議会の生活福祉資金貸付、北海道の母子父子寡婦福祉資金の無利子の就学支援制度の貸付金などを活用していると伺っております。

教育委員会といたしましては、入学金の一時的な準備に伴う経済的な負担の軽減を図るため、現制度を一部見直しを行いまして、入学金の交付時期を合格通知又は合格発表があった際に、希望される方には入学前でも交付できるように見直しを図り、子供達が夢と希望をもって進学できる環境の充実に努めて参りたいと考えているところでございます。

なお、詳細につきましては、今後検討を進めまして、令和4年度に大学等に入学する方から対応できるように進めて参りたいと考えているところでございます。

以上、5番議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、小玉博崇君。

○5番（小玉博崇君） 今ほど教育長から答弁があり、非常に前向きな答弁をいただいたことに感謝を申し上げたいというふうに思います。

それができると、やはりその入学時の負担軽減というのは相当図られるのかなというふうに思われますので、教育の町として、本町も更に向上していくんではないかなというふうに考えておりますので、是非、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それと、再質問につきましては、現在、新型コロナウイルスの中で所得が減少する世帯が今後増えるというふうに見込まれると思われます。今国では、給付型の奨学金等も進めていたり、いろいろ調べると地方自治体で独自で給付型をやっているというところはまだまだ少ないですけども、徐々に進めているところもあります。

また、見るところによると、奨学金の返還支援ということで、奨学金の返還を地方公共団体が支援するという制度もあるようです。

この条件としては、地元企業への就職を促進するというのを目的としているところも多いですが、さまざまなそういった学ぶ意欲や機会を後押しする施策というのが行われてきておりますけれども、教育長の今後の更なる支援策についてのお考えについて、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 5番議員の再質問にお答えいたします。

今ほどの更なる奨学金の支援、いろいろ給付型等につきましては、過年の一般質問、さらには、今年3月の予算委員会でも説明させていただきましたけども、町内にUターンしてくる方あるいは町外で就職される方、いろいろさまざまな条件がございまして、それらにつきましては、この時の答弁で申し上げましたように、町内に戻られた方につきましては

は、いろいろ農業ですとか商工ですとか、そういう形の中で後継者としての支援対策、あるいは融資、貸付制度があるということで、そのような形で対応していくということで考えておりますし、やはり今まで、貸付型で修学を支援してきまして、そして、償還をしていただくという中で、公平感ということもございますので、そのような中で少しずつ平成27年度の12月の議会で2万円から4万円に増額して、そういう形で貸付けも増やしてきておりますので、そういうことで現在、さらに、コロナの関係もございますが、そのような形で現状の時限をもって支援していくということで、現状の形を継続していくということで現在のところ考えているところでございます。以上、5番議員の再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問ございますか。

はい、再々質問を許します。

○5番（小玉博崇君） 是非ですね、新型コロナの情勢ということで、前回の質問から社会的な情勢というのはだいぶ変化してきておりますので、そういった状況も鑑みて、今後更なる支援の強化について、ご検討いただければというふうに思います。

最後の質問ですけれども、先ほど教育長の方から新型コロナウイルスの措置として、現在、月額の上限が4万円から6万円にしたということで、今手厚い償還、奨学金の交付を行っておりますけれども、この返済についてちょっとお聞きしたいんですが、今回その月額の上限を2万円増やしましたが、償還方法については、短期、専門学校等については7年以内、大学については10年以内ということで、償還の期間は、特に伸びていない状況です。確かに借りる額については増えたんですけれども、今度償還する時に、その借りた方の負担というのは、より重くのしかかってくる部分があると思います。

そこで、例えば上乘せした場合については、償還を2年延ばすとか、そういったことを考えてはいかがかなというふうに思いますが、教育長のお考えを最後にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（久保田純史君） 5番議員さんの再々質問にお答えいたします。

現行の奨学金等貸付条例の13条で、償還の猶予ということで、町長は、奨学生が特別の理由により奨学金等の償還が困難であると認められるときは、その償還を猶予することができるということで、それぞれ今ほど5番議員さんからご質問ありましたように、いろいろ経済情勢とかの、アルバイトができないとか、そういう償還の猶予が計画どおりに進まないという場合については、親身になって貸付者に対応させていただき、その中で償還の場合によっては猶予をして、計画的な償還にするような形で対応を現在もしているところでございますので、そのようなことをご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですね。

はい、以上で、小玉博崇君の一般質問を終わります。

次に、3番、進藤久美子君。登壇の上、発言をお願いします。

〔3番 進藤久美子君登壇〕

○3番（進藤久美子君） 議長のご指示をいただきましたので、町長に一般質問をさせていただきます。

今回は、後期高齢者の歯科健診の実施についてお伺いさせていただきます。

北海道後期高齢者医療広域連合では、高齢者における歯と口腔の健康管理の必要性から、口腔機能の低下防止の事業として、平成28年度から歯科健診を実施するよう通知をしているところでございます。

令和元年においては、道内50市町村でしか実施されておりましたが、令和2年度は60市町村ということで、10市町村ではありますが実施される状況が多くなっております。

空知管内におきましては、岩見沢市、美唄市、滝川市、歌志内市、深川市の5市が、また、町では、栗山町、浦臼町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町の6町が実施をされていると聞いております。

高齢者の歯の喪失、歯周病、口腔機能の低下は、誤嚥性肺炎の発症や生活習慣の悪化など全身の健康状態にも影響を及ぼすといわれています。高齢者の中には、定期的に歯科を受診されてケアを行っている方もいらっしゃると思いますが、歯の健康維持には、定期的に歯科医による専門的なケアが必要だと考えるところでございます。

後期高齢者の方に健康で長生きしていただくためにも、歯科健診を実施するお考えはございませんでしょうか、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、3番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

歯、口腔の健康に関しましては、従来から、厚生労働省と日本歯科医師会が提唱する80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという8020運動が展開されており、本町におきましては、健康プラン新十津川により、歯の健康はもちろんのこと、生活習慣病予防を含めた町民の健康づくりに努めてきたところでございます。

高齢者及び成人に関する取組につきましては、平成30年に実施をいたしました健康フェアにおいて、歯科に関するコーナーを設け、歯科相談、健診を行ったほか、これまでに、ふるさと学園大学やすまいるあっぷ事業において、歯科医師や町保健師による講演を実施するなど、歯の健康、口腔機能の維持につなげるため、周知、意識付けを図ってきたところであります。

町民の皆さんが健康な生活と長寿を享受できる健康長寿社会の実現には、歯の健康保持が大切であります。そのためには、子供の頃から、早いうちから、歯の健康を維持する、保つということが重要であります。

したがいまして、本町では、妊娠期から乳幼児を中心とした早い段階からのケアを重点として、妊婦歯科健診や乳幼児の歯科健康相談、幼児の歯科健診、フッ素塗布を実施しております。

また、保育園及び幼稚園における歯みがき指導や小学生を含めたフッ化物洗口などの取組を行った結果、令和元年度において、3歳児で虫歯のない子の割合が93.8パーセント、12歳児の一人平均の虫歯の本数が1.08本と健康プラン新十津川を策定した平成25年当時と比較すると、大きく改善をされております。

ちなみに、3歳児の虫歯のない子が、当時は83.3パーセント、12歳児の一人の虫歯が1.91本ということでもありますから、いずれも大きく改善をし、その取組の効果が表れてい

るということでございます。

今後におきましても、妊婦から乳幼児に対する歯科保健指導対策事業を継続することにより、将来的となる成人及び高齢者の口腔機能の維持向上につながっていきますので、これまでと同様の取組を継続していきたいと考えております。

なお、歯、口腔の健康は、口から食べる喜び、また、話す楽しみを保つ上でも重要でありますので、高齢者に対しましては、健康教育や健診結果説明の際など、いろんな場面を通じて歯科受診を含めた歯の健康意識向上の周知を更に図ってまいりたいと考えておりますことを申し上げ、3番議員さんの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、進藤久美子君、再質問を許します。

○3番（進藤久美子君） 町長の答弁からは、やっぱり幼児の頃からのそういう歯の習慣、歯磨きの習慣であったり、いろいろ歯に関するケアをしていくので、特段、後期高齢者の歯科健診については行わないっていう考え方で理解させていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

この後期高齢者の歯科健診をした費用につきましては、歯科健診に係わる事業の完了後、その実績に応じた額を委託料として後期広域連合から支払われるものとなっております。

また、委託料についても、健診本体分として、受診者一人3,900円を上限とした額に周知料や輸送料などをして、被保険者の人数に合わせた事務費を加算し、額を委託料として支払われるもので、本町からの持ち出し分というのですか、補てんする分はさほど気にしなくてもこの事業は行うことができますよっていうふうに後期高齢者の医療の担当の方からそのようなお話を聞かせていただいているところでございます。

また、ほかの市町村と比べるとは本当に失礼なことだとは思いますが、雨竜町においては、平成28年度から20歳以上の方を対象として、無料の歯科健診をされております。また、浦臼町においても、2年前から無料で実施されて、だんだん年齢の低い方っていうか75歳以下の方を対象にそういうケアをされているともお聞きしてるところでございます。

高齢者の方々におかれまして、ちょっとその歯科医に健診に行くのはどうですかっていうお話をさせていただいたところ、高齢者の方で、歯医者さんの独特なおいであったり、また、治療するときのあの音を聞くだけでも心臓がバクバクして、歯科医に直接健診に行くのをためらっているんだっていう方のお話も聞かせていただくことができました。

そういう高齢者の方たちが、なかなか歯科医に自ら進んで行くっていうこともできない方もいる中で、町としてこういう取組が行われるのが良いんじゃないだろうかという観点から、今回、このような質問をさせていただいたところでございます。

平成23年、ちょっと古くなりますが、道民歯科保健実態調査によりますと、先ほど町長が言われました80歳で20本以上の歯を要する人の割合、その割合については27.3パーセントということで、全国の40.2パーセントに比べますと、北海道は大きく下回っているところでございます。

そのような状況から見ましても、やっぱりこのような後期高齢者の方の歯科健診、是非、実施していただけるのに越したことはないのではないかなっていうふうに思うところでございます。

また、歯と口の健康週間でもありまして、6月4日から10日は、歯と口の健康週間とい

うことで、6月4日付けの北海道新聞に北海道知事の歯と口の健康についての記事が掲載されており、道民の皆さんに、歯と口の健康は大切ですよってということも周知されることも載っている、そういうような報道もされているところでございます。

是非、そのような各自治体の進んだ取組、また、道のこういうような取組を町長はどのようにお受け留めになっていらっしゃるか、そこら辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

歯の健康は重要であるということは、先ほどの答弁でもお答えをしたところであります。

しかしながら、高齢者の歯科健診ですぐそれが改善されるかということは、なかなか難しい状況かと思えます。

というのは、今75歳以上の方々は、本当に戦後の厳しい時代又は戦前の食物難の時代を頑張って生き抜いてこられた方々が今の基盤をつくった方々です。

しかしながら、そういう栄養面だとかそういう歯の健康だとかがおろそかになっていたこともあったかと思えます。

そういったときには、やはりこの健診ということよりは、やはり歯科受診、いわゆる歯を治してもらい、そういう方々が今の75歳以上の方は必要で、多い実態であるというふうに思います。

ただ、健診をだめだっということではなく、健診は必要であるということでもありますけども、実情としては、高齢者の方々は、歯を治す、いわゆる歯科治療をするという方がほとんどであるという実態を、まず認識をしているということでございます。

また、若い75歳以下の世代の歯科健診も必要ではないかっていう質問も途中あったかと思えます。自治体の例も挙げられておりますけども、それぞれの保険者というのか、社会保険だとかいろんな保険者の中でも、その生活、いわゆる雇用主としてやるべきもの、保険者としてやるべきものということで、歯科健診をして将来の歯の健康を保ちながら、長寿社会にやっぱり健康で生き抜くためには歯が大事であるということは、それぞれの役割の中でやっているということでございます。

そういった人生のライフスタイルというのか、ステージの中で考えていくと、歯はいかに小さいうちにしっかりこの健康な状態を保っていくことが将来的に長寿社会を見据えた時にしっかりと8020につながっていく、それは一足飛びにつながっていくわけでありませぬけれども、成人の段階でも健診をしたり、治療をしたり、それに自分自身でも歯の歯周病ケアをしたりだとか、そういったことをしていくことが必要であって、自分自身の歯に対する治療、健診、さらには、口腔ケアということで、いろんな体操だとか口を回す、顎を使う、そういった体操をしながら、将来、健康長寿になっていくことが必要だというふうに思いますし、そのことをすまいるあっぷ事業だとか、その後期高齢者をはじめとする高齢者の方々に歯の治療を促し、さらには健診の促しとともに、口腔ケアの重要性も周知しながら健康長寿になるように総合的に対策を講じているということでもありますので、そのことをご理解をしていただきたいと思いますというふうに思います。

もう一つ付け加えさせていただきますと、他市町村の実態もうちの担当で把握をいたし

ました。

実態として、残念ながらやっぱり健診だけでは健診の受診率が低いのと、健診だけ行って、次、治療につながるという部分があったりして、この健診と治療の部分切り離されているという部分もあるように伺っておりますので、やっぱりその内容もいろいろ改善をしていけばそのことが変わって、町としてもその対応をすることが出てくるかもしれませんが、今の段階では即座に高齢者の健診、いわゆる歯科健診をするという状況ではないことを再度申し上げ、再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再々質問はございますか。

はい、進藤久美子君。

○3番（進藤久美子君） 先ほどの町長の一回目の答弁をいただいたときに、歯科相談を行ったり、またすまいるあっぷ、ふるさと大学で講師を呼んでいろいろな講演会などを行っているってことを答弁いただきました。

また、これからもそのような歯科にかかわることはもちろん、健康にかかわること、そういうことを広報紙とかパンフレットとか、そういうすまいるあっぷとかふるさと大学でやってくれるよう願っているところですが、その計画とかそういうのがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（熊田義信君） 最初の質問の中で触れたことを再々質問で今問われたわけでありましても、今残念ながらコロナウイルス関係ですまいるあっぷ事業等は休止をしている状況であり、高齢者もすまいるあっぷ事業の再開を待ち望んでいる、そのことはやっぱりいろんな地域の方々と一緒に、この一緒の場に来て語り合ったり、このコロナで大変だったねっていうふうにもいろいろこう相談して、買い物だとかいろんな工夫をしたり、今までしゃべれなかったことの改善をきっとその場でするというふうに思っております。

それがスムーズにいくように、保健師だとかすまいるあっぷの担当する社会福祉協議会等がそれぞれの場に応じて行ってまいりますし、毎回ではないかもしれませんが、タイムリーにそのことを忘れないで口腔ケアもいろんな形の中でできる体操があったりしますので、そのことも伝えながら高齢者の方が飽きず、そして、自然体の中で口腔ケアができるような、そういったことを社会福祉協議会と連携しながら継続してやってまいりますので、特にこういう計画で進みますということではありませんけれども、それぞれの専門の人方と共に勉強しながらしっかり進めていくってことを申し上げ、再々質問の答えとさせていただきます。

○議長（笹木正文君） はい、よろしいですね。

以上で、進藤久美子君の一般質問を終わります。

ここで、14時10分まで休憩といたします。

(午後2時00分)

---

○議長（笹木正文君） 休憩をとり、会議を再開いたします。

(午後2時10分)

---

○議長（笹木正文君） 次に、10番、安中経人君。登壇の上、発言を願います。

〔10番 安中経人君登壇〕

○10番（安中経人君） 議長より発言のお許しがありましたので、私は熊田町長に、未来につなぐ新十津川町のまちづくりについて伺いたいと思います。

本日、冒頭、会議に先立ち、町長より特に発言がありましたが、改めての質問といたします。

本年5月6日、計画されていた庁舎が供用開始となり、装いも新たにすがすがしい気持ちの中、業務がスタートとなったところであります。

振り返ってみますと、庁舎建設事業は平成27年、熊田町政がスタートした6月第2回定例会において、以前より東日本大震災を受けて国は国土強靱化政策を進め、本町においても公共施設の耐震調査が始まり、定めた耐震基準を満たしていない施設の補強工事が進められてきておりました。このことは、小学校、中学校の耐震補強工事などでございます。

最後に残された役場庁舎の建設が検討がなされていた中、私は庁舎の改築補強に進みつつある環境の中、総事業費比較で事業費が高くなっても将来に向かって現状の庁舎の機能に著しく不便を感じる事などから、建替えがベストと考え町長にその判断について伺ったものであります。

熊田町長はその時、建替え新築について決断した答弁であったと記憶しております。私もここに至って庁舎に対して特に思いもあり、この質問をした次第であります。

事業全体は旧庁舎の解体、敷地内外構整備などまだ残しており、町民のご不便がしばらく続きますが業務には大きな支障がないものと思われまます。

そのような中で、町を興して130年、私の記憶の中で庁舎として今回がおおむね4代目ではなかろうかなと考えております。それぞれの時代に即応した行政センターとして意義と存在の中、供用してきたものであり、今回の庁舎は社会の変化、事務作業の細分化など、また、IT技術の進歩などから、これからの行政事務は大きく変化していく中、庁舎は生まれ変わり、それらに備えたインテリジェンスな行政センターとなり新たなスタートを切ったところであります。

今日までの130年、つけてきた歴史の足跡を生かし、町長が言う100年庁舎にふさわしいこれからの新十津川町を目指していかなければならないと感じとっております。

これからの50年、100年町の存続する限り、まちづくりの基本的理念の中、大きなビジョンの下、硬直することなくフレキシブルに対応したまちづくりに対して、庁舎前庭も有機的に含めてどのような姿が望ましいのか、また、町民も今以上にまちづくりに対して積極的関与が必要とも感じ得るものであり、細部の各論はさておいて、この庁舎建設を契機に町長の忌憚のない考え方について伺いたいと思います。以上です。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） それでは、10番議員さんのご質問にお答えいたします。

冒頭のご挨拶でも申し上げましたとおり、5月6日、多くの皆さまの期待を背に、新庁舎が供用開始となり、町政を支える行政運営の拠点が整備されました。

ご質問の中にもありましたように、今後は、この新しい庁舎を核として、本町のまちづ

くりが検討され、進められていくこととなりますので、新庁舎の充実した機能に引けを取らないように業務に邁進していかねばと、今一度、私をはじめ、職員一同、気持ちを新たにしたところであります。

初めに、ご質問の前段にあります新庁舎等の活用についてでございますが、役場庁舎は、私が申すまでもなく、行政、議会、監査といった機関の執務を司ることが中心の施設ですので、新庁舎が直接的なまちづくり活動の拠点と成り得るものではありませんが、新庁舎建設の際の基本理念の一つとして、全ての人が利用しやすい庁舎、町民の交流拠点として、賑わいのある明るい庁舎を掲げさせていただきました。

私は、人の集う所にまちづくりの原点ありと常々考えており、人が集うことでそこに自ずと会話や交流が生まれ、やがてそれが情報交換の場、まちづくりを語り合う場へと広がっていくことを大いに期待をしております。

新庁舎には、母村とのつながりを体現した優しさ、温かさの溢れる開放的なホール、気軽に利用できるカフェやバス待合所を備えましたので、町民の皆さまには、役場に用事が有る無いに関わらず、バスの乗り換えのひと時、散歩や買い物の休憩にと、気軽にこの庁舎に足を運んでいただければ、この庁舎の存在がより大きな意義を持つことになるのではと考えております。

次に、50年後、100年後の未来に向けたまちづくりについてであります。50年先、100年先、言葉では簡単であります。遥か彼方のことであり、その時代を思い描くことは本当に難しいことです。

本町の歴史を振り返ったとき、移住間もない先人の方々が、私たちが当たり前のように享受する今日の生活を誰が想像できたでしょうか。そこにあったものは、ただただ計り知れない不安と覚悟、そして、理想の郷土としての第二の十津川村を建設しようとする強い意志だったのではないのでしょうか。

入植後の開拓の歴史は、皆さんの知るところであります。先人の不撓不屈の精神、郷土の隆盛を目指す創意と工夫によって、今の私たちは先人が思い描いた理想以上ともいえる、本当に安穏とした幸せな日々を送ることができています。贈る言葉をどんなに探しても、私には、感謝以外に適切な言葉を見つけることはできません。

では、時を今に置き換えた時、私たちは、100年先に向かってどんなまちづくりを進めればよいのでしょうか。

先人がそうであったように、それをはっきりと思い描くことはできませんが、時代は移ろうとも更なる理想の郷土を求めて、常に前へ、前へ進むという気持ちは、今も昔も全く変わらぬものであると思います。

不易流行の言葉のとおり、私たちは、先人たちが夢見た理想郷をつくるという強い決意を普遍の志として、私たちの子供、そしてその子供へと連綿と繋いでいくことが何より大切なことであると、私は考えております。

一方において、私たちが追い求める理想の郷土は、当然ながら先人の目指していたものとは異なるものであり、時代の流れによって変わりゆくもの、変わっていかねばならないものがあります。

その理想を追い求めるときに、行政と住民がしっかりと向き合い、お互いの考えをしっかりと発信し、理解し、議論し、共有することが、何よりも肝要な取組であると思います。



至って当たり前のことですが、この当たり前のプロセスをしっかりと行うことができれば、町民の皆さんと行政の間には強い信頼関係が生まれ、それがやがて団結する力、厳しい開拓を支えた一致団結となり、新十津川町のまちづくりの原動力になっていくものと考えています。

100年後、新十津川町はどのようなになっているのでしょうか。

先人が、このトックの地に足を踏み入れて130年あまり、鬱蒼と生い茂る原野を切り開き、想像を絶する自然との闘いに打ち勝ち、本町は着実に発展を遂げてまいりました。

苦難は開墾だけではなく、その後も幾度となく苦しい場面にさらされてきましたが、その度に町民が一致団結してその難局を乗り越え、今や、全道に名だたる自治体の一つになるまで至りました。

100年先への道のりも、決して平坦なものばかりではないと思いますが、これまでのように町民皆さんの英知を結集し、町が一丸となって歩みを進めれば必ず道は開けるはずで

す。残念ながら、私を含めここに集う方々は、それを見届けることは出来ませんが、きっと私たちの想像をはるかに超える幸せに満ち溢れた輝かしいまちに変貌しているに違いないでしょうし、そうあって欲しいと願って止みません。

最後になりますが、100年後の新十津川がどこの自治体よりも輝くために、私は、時のリーダーとして、その役割をしっかりと果たしていくことを申し上げ、10番議員さんのご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（笹木正文君） 再質問はございますか。

はい、再質問を許します。

○10番（安中経人君） 各論に触れるつもりはありません。今、町長の考え方が分かりましたので、次回の今後以降の質問の機会にですね、それを踏まえた中で、その細部について私は質問していきたいと思います。

一応、町長の考えについては分かりましたので、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（笹木正文君） 答弁はよろしいですね。

○10番（安中経人君） いいです。

○議長（笹木正文君） はい。

それでは、これもちまして、一般質問を終了いたします。

---

#### ◎議案第37号の上程、説明

○議長（笹木正文君） それでは、午前中に行いました議案に引き続きまして、日程第17、議案第37号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第37号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号。

令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明いたしますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただいま上程いただきました令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号につきまして、内容をご説明申し上げます。

58ページ、59ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、ご説明を申し上げます。

総括歳入。

1 款、国民健康保険税。補正額516万1千円、これは、国保税収が当初の見込みよりも多かったことによるもので、農業所得が見込みよりも多かったことが主な要因でございます。

4 款、繰入金。補正額減額の516万1千円。これは、国保税収の増加分を基金からの繰り入れで減額するものでございます。計8,446万4千円。

歳入合計といたしまして、補正額に増減はございません。ゼロでございます。

歳出について補正はございません。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第37号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎議案第38号の上程、説明

○議長（笹木正文君） 日程第18、議案第38号、都市公園を設置すべき区域の決定についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました議案第38号、都市公園を設置すべき区域の決定について。

都市公園法第33条第1項の規定により、都市公園を設置すべき区域を次のとおり定める。

1、都市公園を設置すべき区域、樺戸郡新十津川町字中央18番地の2の一部ほか別図のとおり。

2、都市公園を設置すべき区域の面積、約1.6ヘクタール。

提案理由でございます。

都市公園法第33条第5項の規定により議決を求めるものでございます。

内容を付け加えさせていただきます。

新十津川駅周辺を新たに都市公園として整備するにあたり、設置すべき区域を都市公園法の定めにより決定をしたいとするものでございます。

以上、提案理由並びに内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りたくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第38号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、明日10日は、議案調査のため休会になっております。

11日は、午前10時から開会をいたしますので、よろしく願いをいたします。

それでは、本日の本会議はこれにて散会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

(午後2時30分)



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和3年第2回新十津川町議会定例会

令和3年6月11日（金曜日）  
午前10時開会

◎議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 例月現金出納検査結果報告
- 第3 議案第32号 新十津川町税条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第4 議案第33号 新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第5 議案第34号 新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第6 議案第35号 新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
(質疑、討論及び採決)
- 第7 議案第36号 令和3年度新十津川町一般会計補正予算（第3号）  
(質疑、討論及び採決)
- 第8 議案第37号 令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
(質疑、討論及び採決)
- 第9 議案第38号 都市公園を設置すべき区域の決定について  
(質疑、討論及び採決)
- 第10 議案第39号 工事請負契約の締結について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第11 議案第40号 工事請負契約の締結について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第12 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
(内容説明、質疑、討論及び採決)
- 第13 閉会中委員会所管事務調査申し出について

◎出席議員（10名）

2番	村井利行君	3番	進藤久美子君
4番	鈴井康裕君	5番	小玉博崇君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

◎欠席議員（1名）

1番 井 向 一 徳 君

◎地方自治法第121条により出席した者の職氏名

町長	熊 田 義 信 君
副町長	小 林 透 君
教育長	久保田 純 史 君
代表監査委員	岩 井 良 道 君
監査委員	奥 芝 理 郎 君
会計管理者	内 田 充 君
総務課長	寺 田 佳 正 君
住民課長	長 島 史 和 君
保健福祉課長	坂 下 佳 則 君
産業振興課長兼	
農業委員会事務局長	小 松 敬 典 君
建設課長	谷 口 秀 樹 君
教育委員会事務局長	鎌 田 章 宏 君

◎職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	窪 田 謙 治 君
--------	-----------

---

◎開議の宣告

○議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎議事日程の報告

○議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、9番、長名實君。10番、安中経人君。両名を指名いたします。

---

◎例月現金出納検査結果報告

○議長（笹木正文君） 日程第2、例月現金出納検査結果報告を行います。

例月現金出納検査結果報告につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上で、報告を終わり、報告済みといたします。

---

○議長（笹木正文君） 日程第3に入る前に、これから提案されます議案第32号から議案第38号までの案件につきましては、6月9日の定例本会議で提案理由並びに内容の説明を終わっております。

よって、ただちに質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

---

◎議案第32号の質疑

○議長（笹木正文君） 日程第3、議案第32号、新十津川町税条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） はい、お伺いいたします。17の法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とするというところで、この固定資産税の課税表示の特例措置について、2点お伺いしたいと思います。

特例措置の期間について、まず、お伺いいたします。何年度分までの固定資産税に控除をされるのかが1点目です。

2点目は、対象となる施設についてお伺いするものですが、令和3年4月1日以降から設置される施設についてだけ対象になるのか、その以前に設置された施設に対しては、これは適用されるのかどうかということについてお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。



住民課長。

○住民課長（長島史和君） ただ今の7番議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目、質問の内容からちょっとお伺いさせていただきます。

1点目の今回の特例の期間についてということと、あと施設の期間内の特例の部分ということでお答えいたします。

特例の期間がいつまでかという部分でございますけれども、期間につきまして、今ちょっと確認させていただきたいと思っておりますので、お時間いただきたいと思います。

特定となる施設の内容につきましては、石狩川が特定都市河川浸水被害対策法に指定されている河川ということで本町が該当になります。

それで、宅地造成等で雨水貯留施設浸透施設が民間で設置された場合、今回適用になるということで、その固定資産税が3分の1ということでございます。

その期間につきましては、今回の制定のところからということでなりますので、まずもってうちの町で民間で貯留施設というのは、ないのかなというのが事実でございます。

先ほど申し上げました特例の期間につきましては、ちょっとお時間いただければと思います。申し訳ございません。

○議長（笹木正文君） 期間については、確認後ということによろしいですか。

○7番（西内陽美君） はい、お願いいたします。

○議長（笹木正文君） それでは後ほどまた、住民課長の方からお願いします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

先ほどの件は、後ほどということで。

その時にまた討論ということにいたします。

それでは、議案第32号は保留という形にして、次に進みたいというふうに思っております。

先に日程4の方に進めさせていただきます。

---

#### ◎議案第33号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第33号、新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、新十津川町総合健康福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第34号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第34号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。質疑ございませんか。

4番、鈴木康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 新十津川の事情をお伺いしたいと思います。

これは、平成26年に厚労省が・・・（聞き取り不能）されて、今原則0歳児から2歳児まで、3歳児未満の子供達の保育に関する移行の改正だと思うのですが、新十津川は保育所の増築や定員の改定などで対応してきたところがございますけれども、今後、ここに示されている特定地域型保育事業とか、35号にちょっと書いてあるのですが、家庭的保育事業、この定員19人以下とか1人から5人とか、こういうような小規模保育事業者が発生するというか、そういう事業が欲されるような可能性があるのか、もうすでに他の市とかでは、こういう保育所の認可をしなければならないというような事情も伺っておりますが、新十津川はそういうのを認めていくのか、又は、再度保育園の拡充とか、そういうことを考えるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（坂下佳則君） 4番議員の質問にお答えいたします。

本町に地域型保育事業を行う施設については、今のところございませんし、今のところ問い合わせ等々というのはございません。

それで、近隣を見ますと、空知管内の岩見沢市が4か所、あと深川市と芦別市しかない状況でございます。

今後につきましては、保育園の関係につきましては、今後の幼児の人数等を見ながら整備をしていきたいと思っておりますし、もし、小規模保育事業者からこのような問い合わせがありましたら、適切に対応をしていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第35号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第6、議案第35号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） それでは、先ほどの税条例の一部改正についてですね、住民課長の方から回答をお願いします。

○住民課長（長島史和君） 先ほどの7番議員のご質問一つお答えできなかった貯留施設の減免の部分についてということで回答させていただきます。

令和3年度分から令和6年3月31日までに取得されたものが該当となります。該当になりまして、減免期間としては、その施設が現存する限りということでの期間となりますので、回答させていただきます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 7番議員よろしいですか。

○7番（西内陽美君） はい。

○議長（笹木正文君） それでは少し戻りまして、先ほどの議案第32号について、ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、新十津川町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第36号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） それでは、日程第7に戻ります。

日程第7、議案第36号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑の際に予算書のページと科目を指定の上、質問をお願いしたいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 38ページお願いいたします。町有林造成管理費の事業番号1番、町有林保育管理事業でございますが、幌加町有林へ向かう作業道の復旧工事の期間についてお伺いいたしますが、工事の発注時期と完了の見込みについて、今日途がたっておりますらお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） 7番議員の質疑にお答えをさせていただきます。

先日、この崩落個所が分かったものですから、今回急遽、今回の補正予算の方に上程させていただきました。

早急に復旧をしなければならなくて、今後発注をするところなのですが、7月の中旬くらいまでには工事を終えて、そのあと1回の町有林の下草刈りを7月下旬までに終わらせないといけないものですから、それに間に合うような形で発注を進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 40ページお願いいたします。社会福祉総務費、事業番号4番、総合健康福祉センター管理運営事務についてですが、先日のご説明で施設管理予約システムが導入されるというご説明がありましたが、このシステムの内容についてお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（鎌田章宏君） ただ今の7番議員の質疑にお答えいたします。

総合健康福祉センターの施設予約システムの内容ですけれども、今回導入予定のものにつきましては、クラウドサービスの施設予約システム「いつでも貸館」というものでございまして、こちら、全国公立文化施設協会の推奨システムとして認定されているものでございます。

こちらの内容につきましては、施設予約はもちろんのこと、予約した内容をネット等で確認ができ、窓口の応対業務につきましても、予約入力と連動し使用料納付書の作成が自動化できるだとか、利用者の待ち時間、これまで窓口で納付書発行まで時間を要しておりましたけれども、そちらの時間が短縮できる。

また、今回、コロナということで、お客様との接触時間を減らすということで、感染対策につながるというものになってございます。

また、その行事等の内容をデジタルサイネージへも標示ができ、その部分を東側と西口の入口にディスプレイをそれぞれ設置をし、来館されるお客様にご案内するような内容でございまして。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

○7番（西内陽美君） はい、ありがとうございます。

○議長（笹木正文君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、令和3年度新十津川町一般会計補正予算第3号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第37号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第8、議案第37号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、令和3年度新十津川町国民健康保険特別会計補正予算第1号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第38号の質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第9、議案第38号、都市公園を設置すべき区域の決定についてを議題といたします。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 3点お伺いしたいと思います。

都市公園として、これから整備する際に国庫支出金である社会資本整備総合交付金の交付対象事業となるのでしょうか。まず1点目です。

○議長（笹木正文君） もう一度、お願いします。

○7番（西内陽美君） 都市公園として整備する際に、社会資本整備総合交付金というのが使えるような対象事業なのかどうかということです。

○議長（笹木正文君） 区域の設定ということなので、今の質疑ちょっと。

○7番（西内陽美君） 私の認識が間違っていたと思います。これから都市公園として認可を求めていくという、今その区域を設定するということですね。

都市公園として設定された以降でしたら、この公園に係るそれぞれの質問ですとか、名称を決めるとか、そういうことは、その後に議論される内容なのでしょうか。

○議長（笹木正文君） 建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは、7番議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回、条例を上程させていただきました区域の決定につきましては、公園を整備する上で行うべき手続きの一環の一つでございます。

道路認定と同じように、ここに区域を決定して整備していきますというものの決定、法的な手続きになります。

先ほど近くの交付金の話もございましたけれども、これにつきましては、今年度から社会資本整備総合交付金のうちの都市再整備計画事業という事業に乗りまして、整備を進めている最中でございます。

それと、名称につきましては、区域は決定される予定なのですが、名称はまだ決まっておられません。これは、令和5年までに事業を終える予定としておりますけれども、その予定を見計らいまして、名称につきましては順次決めて条例に盛り込んでいくと、都

市公園条例の方に盛り込んでいくというような流れになろうかと思えます。

○7番（西内陽美君） はい、分かりました。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番、長名實君。

○9番（長名實君） この図面見ますと、線路の跡地だと思うのですが、この細長い部分、これ幅で言うとどれくらいの幅でしょう。そしてまた、利用価値というか、計画にこれでもいいんだというのであれば別なんですけど、できることであれば両隣り民地みたいなのですが、幅を広げるようなことは不可能なのかお伺いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） ただ今の9番議員のご質問にお答えをいたします。

この図面を見て下側の細長い部分のことをおっしゃっているのかなと思いますけれども、こちらにつきましては、確か10メートル以内のエリアになろうかと思えます。

ただ、この敷地につきましては、今の計画では、南4号の下の道路と公園をアクセスする遊歩道ということで考えておまして、その遊歩道の両脇に桜の木を連ねて植えるというような計画にしておまして、民地を買収して幅を広げるということを考えているわけではございません。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 9番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、都市公園を設置すべき区域の決定については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第10、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第39号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し添えます。

1、契約の目的、新十津川町庁舎建設事業外構工事その2。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央。

4、契約金額、金6,050万円也。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字中央530番地1、株式会社久保田組、代表取締役、久保田哲也。

裏面に参考資料といたしまして、指名業者名などを記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

なお、履行期限は、令和4年5月30日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第39号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論及び採決



○議長（笹木正文君） 日程第11、議案第40号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第40号、工事請負契約の締結について。

町は、次のとおり請負契約を締結する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、契約の目的、旧JR札沼線線路施設撤去工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、工事場所、新十津川町字中央、弥生及び花月。

4、契約金額、金5,478万円。

5、契約の相手方、樺戸郡新十津川町字弥生12番地2、株式会社浅利土建、代表取締役、浅利修。

裏面に参考資料といたしまして、指名業者名等を記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。

なお、履行期限は、令和3年10月20日までとなっております。

以上、提案理由と内容の説明といたします。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第40号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 一か所お伺いしたいと思います。

この工事、撤去工事を行って、相当数の発生材が出てくると思うのですが、発生材については町の帰属にして、売却にすることを考えているかどうかについてお伺いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは、10番議員のご質問にお答えしたいと思います。

この工事で発生いたします発生材といたしましては、大まかにレール、枕木、あとバラス等ですとか、これケーブルも一部入ります。そういったものにつきました有価物につきましたは、すべて売払うということで考えております。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

4番、鈴井康裕君。

○4番（鈴木康裕君） 確認なんですけれども、工事延長3,928メートルというのは、全部の花月の奥までの延長なんですか、それとも工事区間途中で分かれてるのか、その確認なんですけれども。

○議長（笹木正文君） 建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） それでは、4番議員のご質問にお答えをいたします。

今回発注いたしました工事に関しましては、工事区間を新十津川駅から南10号の交差点というか、踏切までの区間で考えております。その区間の工事の内容ということでございまして、次年度につきましては、その続きから17号の浦臼堺まで撤去するという2か年計画で撤去する予定としております。以上です。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（笹木正文君） 日程第12、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただいま上程いただきました諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦したいので、意見を求める。

提案理由でございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、意見を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

住所、樺戸郡新十津川町字中央317番地8。

氏名、平塚尚文。昭和35年6月11日生まれ。61歳です。

このたび、平成27年度から2期6年間にわたり人権擁護委員としてご尽力いただきました高瀬裕二様が、9月の任期満了をもって退任したい旨の申し出がありました。

後任として、菊水区在住の平塚氏を推薦するものでございます。

平塚氏におきましては、中央大学文学部を昭和58年3月に卒業、同年、4月に北海道夕張北高等学校教諭を皮切りに、令和3年3月北海道滝川高等学校の教諭を退職されるまでの38年間の長きにわたり国語の教科を中心に道内多くの生徒に教べんをとっておりました。

高等学校の3年間は、生徒が一人の人間としての人格形成をつくりあげるとともに、就職や進学といった卒業後の未来を見据え、自分自身と向き合うとても重要な時期でもございます。これら人生の中でとても重要な時期を過ごす数多くの生徒に対し、授業、部活動、進路指導などを通じ、一人の人間として寄り添い、歩んできた人格、そして、教諭経験を得られた識見の高さは、国民に保護される基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図る人権擁護委員として適任であると考え、推薦いたしたいとすることでございます。

何とぞご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、諮問第1号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

本案件は、適任又は不適任、いずれかの意見を答申する議決であります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、諮問第1号を採決いたします。

本諮問に対しては、適任として意見を答申することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、適任として意見を答申することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会中委員会所管事務調査申し出について

○議長（笹木正文君） 日程第13、閉会中委員会所管事務調査申し出についてを議題といたします。

本件につきましては、皆さまのお手元にお配りしてございますが、それぞれの常任委員会及び議会運営委員会から、地方自治法第109条第8項及び新十津川町議会会議規則第75条の規定に基づき申し出がございまして、これを許可することにしたいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、本件につきましては申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和3年第2回新十津川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午前10時38分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員